

## クラブチームの登録について

### <クラブの登録・参加資格・申請書提出について（ヤングクラブ以外）>

#### <登録手順・県協会主催大会への参加資格について>

##### 1. JVA-MRS（日本バレーボール協会 個人登録管理システム）の登録

※具体的な登録方法については、JVA-MRSの取扱説明書をご覧ください。

- ① チーム登録（鹿児島県バレーボール連盟にも、「中学校」の категорияでチーム登録を行って下さい。）
- ② 個人登録（チームスタッフ / 選手）

##### 2. 県協会主催大会への参加資格

- ① 鹿児島県内の中学校に在籍している生徒ならば、誰でも加入できる。（クラブチームは、クラブとクラブ、クラブと学校等、他チームとの二重登録はできない。ヤングクラブチームとの二重登録（選手）は可）
- ② 県協会，JVAに登録する。チーム所在地については、代表者の住民票と合致していること。
- ③ 地区・県をまたいでよい。県をまたいで活動する選手については、週に1回以上、練習に参加しているという実績がないと出場できない大会があります。現時点では、中体連については、他県の生徒は出場できない。
- ④ 「クラブ申請書」のチーム所在地のある地区大会に参加する。
- ⑤ 大会主催者側から派遣要請があった場合、予選を含む全ての大会に役員を派遣しなければならない。（保護者不可）
- ⑥ 代表者またはチームスタッフは指導者資格を有すること。
- ⑦ 男女とも、6ヶ月以上の実績のあるチームは協会主催大会に出場できる。（学校部活動から地域移行したクラブチームはその限りではない。）

※本年度に限り、令和5年度に活動実績のあるチーム、令和6年度に4月にクラブ発足したチームは、チーム発足後6ヶ月を経過していなくても、5月の県中学校バレーボール大会に出場できる。

- ⑧ ヤングクラブ連盟に登録しているチームは中学校部に登録できない。
- ⑨ 選手は同一大会に出場する複数チームに同時に登録することはできない。
- ⑩ 選手はチーム移籍をした場合、登録後6ヶ月間は大会に出場できない。（クラブ→クラブ、学校部活動→クラブ、クラブ→学校部活動）ただし、一家転住などのやむを得ない場合は、鹿児島県バレーボール協会中学校部の認定があればこの限りではない。また、学校部活動が地域移行した場合はこの限りでは無い。
- ⑪ 選手が移籍をする場合、事務局を通じて、当該チーム同士（チーム責任者、保護者、選手）が連絡を取り合い十分に話し合うこと。また、話し合いの結果を事務局にも連絡をすること。

- ⑫ 申請書類「クラブチーム申請書」「クラブチーム活動実態調査票」「保険加入の証明書（コピー）」を提出。毎年更新する。毎年、9月末日までに地区専門委員長及び県協会事務局へ提出する。地区専門委員長は県専門委員長へ報告し、県専門部会で審査を行う。
- ⑬ クラブチームを解散する場合は、必ず地区専門委員長及び県協会事務局へ連絡をすること。

・以下に示す事項を全て遵守すること。

① 県協会主催大会の参加を認める条件

- ア 鹿児島県バレーボール協会の目的及び永年にわたる活動を理解し、それを尊重すること。
- イ 生徒の年齢及び修業年限が我が国の中学校と一致している（中学校に在籍している生徒であること）。
- ウ 継続的に代表者もしくは指導資格を有する指導者の指導のもとに、適切に行われていること。
- エ 『学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン』（令和4年12月スポーツ庁発出）の「Ⅱ 新たな地域クラブ活動」を遵守していること。特にP18「適切な運営や効率的・効果的な活動の推進」の「（5）適切な休養日等の設定」に書かれている「週当たり2日以上以上の休養日を設ける。（平日は少なくとも1日、週末は少なくとも1日以上を休養日とする。）1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、休日は3時間程度とする。」を遵守する。（鹿児島県教育委員会HPに掲載）
- オ 鹿児島県バレーボール協会中学校部に加盟もしくは認定されていること。
- カ 予選会となる全ての大会において、運営上必要な事項に協力し、競技役員や審判員としての大会役員として派遣できる指導者がいること。
- キ 地域クラブ活動（クラブチーム）で大会に参加する場合、在籍中学校での大会参加は認めない。その逆も同様である。
- ク チーム・スタッフ・選手ともに JVA-MRS に登録されていること。（二重登録は禁止）  
※同一クラブ内の複数チームの二重登録もできない。（男女別も含む）
- ケ 所在地が明確であること。（代表者の住民票と所在地が合致していること）
- コ JSCO 公認指導者資格（コーチ I 以上）を有する者が指導に当たっていること。 ※コンプライアンス違反は、JSCO からの資格失効等の処分となる。 ※令和6年度末までは、学校部活動から地域移行したチームのみ、資格を所持していなくても 出場を認める。ただし、次の講習会には必ず参加する意思を示すことを条件とする。
- サ 指導する年の4月1日現在で、満18歳以上の指導者が常時指導に当たっていること。
- シ 募集要項があり、ホームページ等で公募していること。
- ス チームや団体等の規約があること。

セ チーム発足から6ヶ月以上の活動実績があること。

② 県協会主催大会に参加した場合に守るべき条件

- ア 大会申し合わせ事項等に従うとともに、大会の円滑な運営に協力すること。
- イ 大会参加に際して、責任ある代表者・指導者が生徒を引率すること。また、万一の事故発生に備え、傷害保険等に加入するなどして、万全の事故対策を立てておくこと。
- ウ 大会開催に要する経費については、必要に応じて、応分の負担をすること。
- エ 団体競技における地域スポーツ団体名での出場は1チームのみとする（複数のチームの参加はできない）。

※県 U14 クラブチャンピオンシップ男子バレーボール大会においては、この限りではない。

③ 参加を認めない場合

- ア 大会参加申込に際して、参加条件に虚偽の内容が判明した場合は参加を認めない。
- イ 違反した場合は「当該選手・スタッフ・チームは次年度の大会参加は不可」「本大会の結果を全て無効とする」等の罰則が発生する。

④ クラブチーム設立の手順

- ア 試合に出ることができる選手が6人以上集まり、JVA-MRS にチーム及び選手の登録をする。（二重登録はできないため、他チームへ登録をしていない県内の中学生）
- イ その年度の9月末までに地区専門委員長及び県協会事務局に申請書類を提出し、県専門部会で審査をした後に出場権を得る。
- ウ ただし、地域移行により立ち上げられたチームはそれを証明する書類も同時に提出する。

(地域移行したクラブチームの条件)

地域移行モデル地区や自治体主体で地域移行を進めるために発足した地域移行スポーツ団体、地域移行の受け皿となっているスポーツ団体に所属するチームのこと。あくまで地域移行の受け皿が主目的の団体を対象とするため、複数校から一部の選手のみ選抜された形でのスポーツ団体を意味するものではない。 地域移行により大会出場をするチームは、それを証明する書類をチーム申請の時に提出する。